

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和2年12月4日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000049 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000042 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 8 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

平成 8 年 3 月については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 8 年 3 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 社に平成 7 年 8 月 1 日から平成 8 年 3 月 31 日まで在籍した。その後、平成 8 年 4 月 1 日より同事業所内にある子会社の B 社へ異動した。給与明細書等は保管していないが、喪失日の誤りと思われるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

現在の A 社の事業主の回答、請求期間当時の A 社及び B 社の代表取締役であった事業主並びに B 社の同僚の回答から判断すると、請求者は、平成 8 年 4 月 1 日に A 社から同社の関連会社である B 社に異動し、異動の前後も継続して勤務したことがうかがえ、A 社において平成 8 年 3 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、平成 8 年 3 月の標準報酬月額については、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者記録から、16 万円とすることが妥当である。

また、平成 8 年 3 月については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社の事業主は、平成 8 年 3 月について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を同年 4 月 1 日として届け出たにも関わらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 3 月 31 日を資格喪失日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者の同年 3 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000074 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000043 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 8 年 3 月 31 日から同年 4 月 2 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

平成 8 年 3 月については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 3 月 31 日から同年 4 月 2 日まで

A 事業所から取り寄せた退職届には、平成 8 年 4 月 1 日を以て退職と記載されているため、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、資格喪失年月日が平成 8 年 3 月 31 日とされているところ、A 事業所は、請求者は平成 8 年 4 月 1 日まで研修員として勤務しており、請求者が提出した退職届の退職日（平成 8 年 4 月 1 日）の翌日が厚生年金保険被保険者の資格喪失日である旨回答していることから、請求者の厚生年金保険の資格喪失年月日を同年 3 月 31 日から同年 4 月 2 日とすることが妥当である。

また、平成 8 年 3 月の標準報酬月額については、請求者の A 事業所に係る厚生年金保険被保険者記録から、11 万円とすることが妥当である。

一方、A 事業所の職員であったとする複数の者は、研修員の厚生年金保険料を A 事業所が負担していた旨回答しており、A 事業所も研修員に毎月支払う給与はなく社会保険料の個人負担分も A 事業所が払い、研修員から保険料を控除しておらず、請求者の請求期間の厚生年金保険料についても控除していないと回答している。

これらのことから、請求者の平成 8 年 3 月分に係る厚生年金保険料については、A 事業所が請求者の保険料を控除した事実がなく、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 1 項には該当しない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記載内容からすると資格喪失日の届出誤りが明らかであり、社会保険事務所（当時）は請求者に係る平成 8 年 3 月分の納入の告知を行っていないことがうかがえ、さらに、A 事業所は「納付したかは不明、おそらく納付していない」と回答していることから、平成 8 年 3 月については厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。